

後鳥羽院と定家

——「煙くらべ」の歌の真意——

杉浦 一雄

目次

- 序
- 一 事件の経緯
- 二 従来の諸説
- 三 隠された寓意
- 四 後鳥羽院の逆鱗
- 結び

序

鎌倉時代の承久二年（一二二〇年）二月、希代の歌人藤原定家は、時の最高権力者後鳥羽院の激しい怒りを買ひ、突如閉門を命ぜられた。内裏で催された歌会のために定家の詠んだ和歌が後鳥羽院の目に触れ、院による勘気、すなわち院勘を蒙ることとなったのである。

時に後鳥羽院四十一歳、定家五十九歳。時代はまさに承久の乱勃発の前夜であった。

このとき、後鳥羽院は定家の何に對して激怒されたのであろうか。後鳥羽院を激しい怒りへと駆り立てたものは、一体

何だったのであろうか。その理由をめぐっては、これまでさまざまな説が唱えられてきたが、その真相は今もって明らかではないと言えよう。

そこで、ここでは、院勘のきっかけとなった定家の和歌を読み解きながら、中世文学史上最大の謎の一つに数え挙げられている定家院勘事件の真相に迫ってみたいと思う。

一 事件の経緯

定家が突然にも後鳥羽院の激しい勘気を蒙ることとなった定家院勘事件とは、そもそもどのような事件だったのであろうか。真相を究明するにあたって、まずその経緯を改めて確認しておく。

順徳天皇の日記『順徳院御記』によれば、承久二年（一二二〇年）二月十三日、順徳天皇の禁裏において「春山月」「野外」柳二首題の歌会が催された。講師は藤原頼資、そして御製講師は民部卿藤原定家であった（1）。

定家の日記『明月記』は当時の記述を擱いているため、定家自身の心境を逐一窺い知ることができないが、定家自撰の私家集『拾遺愚草』には、この折の和歌が詞書とともに記されている。

承久二年二月十三日、内裏に歌講ぜらるべきよし、もよほされしかば、母の遠忌にあたるよし申て、思ひよらざりしに、その日の夕方にはかに、忌日をかみはかからずまゐるべきよし、藏人大輔家光、三たび文つかはしたりしかば、かきつけてもちてまゐりし
二首

春山、月

さやかにみるべき山はかすみつ、わが身の外も春の夜の月

野外、柳

道のべの野原の柳したもえぬあはれ歎の煙くらべに

〔拾遺愚草〕下、述懐（2）

詞書によれば、御製講師に命ぜられていた定家は、歌会の当日が亡き母の遠忌に当たっていたため、会に欠席する旨を前もって申し入れていたという。ところが、その日の夕方になつて、歌会に参上せよとの使いが突如やつて来た。定家は母親の遠忌を理由に招請を辞退したが、内裏からは忌日を憚らず参上せよとの文が三度にわたつて遣わされた。そこで、とうとう固辞しきれなくなつた定家は二首の歌を書きつけて参内した、というのである。

このとき詠まれた定家の歌が、後鳥羽院の勘気に触れたのだった。

『順徳院御記』同年同月同日の条には、「自他無_シ秀逸之詞_一。定家、述懐歌立_レ耳_ニ歎。兼テ不_レ見之間。不_レ能_ハ注_ス之_ヲ。又於_テ哥道_ニ難_シ謂_ヒ子細_一。仍_テ講_ジ了_ス」(3)とあつて、順徳天皇が定家の二首の「述懐歌」、すなわち愚痴を述べた歌が少々耳障りであつたが、事前に目を通していなかったため気づくことができず、その上、歌道に関して定家に異議は唱えにくいのでそのままにして講じ終わった、と記されている。披講終了後、天皇は出席者の全作品を後鳥羽院の許に届けさせ、上覧に供されたものと想像される。定家の歌を目にされた後鳥羽院は、激しい怒りに襲われ、以後暫くの間定家を公の会に召してはならぬと天皇に厳命されたのであつた。

事件から二十日後、九条道家の日記『玉葉』同年三月五日の条には、「今晚院_ニハ熊野御幸_ニ御進発、(中略)入_レ夜_ニ民部卿来_ル、此_レ間依_リ和歌禁忌_ノ事_ニ閉門_ス、仍_テ密々夜陰_ニ来_ル、已_ニ数刻言談_シ、深更飯_リ畢_ス」(4)とあつて、謹慎中の定家が、熊野御幸のために都を留守にされた後鳥羽院の目を盗んで、主家である九条家をひそかに訪れていたことが記されている。これによれば、定家は先日の歌会で披露した和歌が「禁忌」に触れたため後鳥羽院からお咎めを受け、閉門していることが知られる。

さらに、事件から六か月後の『順徳院御記』同年八月十五日の条には、「今夜詩歌_ノ会也。(中略)定家卿煙くらべの後。暫_ク不_レ可_ク召_シ寄_ス之由。自_レ院被_レ仰_セ。如_キ此_ノ事深_キ咎_メも中々歎。如何」(5)とあつて、定家は「煙くらべ」の歌を詠んだ後、暫くの間公の会に召してはならぬと後鳥羽院から命ぜられたため、今夜の会にも召していない、と記されている。これによれば、事件からすでに半年を経過したにもかかわらず、定家は依然として後鳥羽院の許しを得られていないことが窺われる。また、この記述からは問題となつた歌は、定家が持参した二首の内の後者、すなわち「煙くらべ」の歌であることがわかる。順徳天皇が「深_キ咎_メも中々歎。如何」と不審を露にされる程、後鳥羽院の忿怒は一過性の軽微なものではなく、強く根深いものだったことが知られる。

そして、院勘は依然積かれることなく、翌年にまで及んでしまう。『順徳院御記』承久三年(一二二二年)二月二十二日の条には、「入_レ夜_ニ有_リ和哥_ノ会_一。(中略)今夜_ノ会定家卿不_レ召_レ之_ヲ。去年所_レ詠_ス哥_ニ有_リ禁。仍_テ暫_ク閉門_ス。殊_ニ上皇有_リ逆鱗_一。于_レ今_ニ於_テ哥_ニ不_レ可_ク召_レ之_ヲ由有_リ仰_セ。仍_テ不_レ召_ス。是_レあはれなげきの煙くらべにとよみたりし事

也。被^レ超^テ越^ス數^ニ輩^ニ如^レ此^ノ歟。於^テ哥^道不^レ召^サ彼^ノ卿^ヲ。尤^モ勝^ス事^也」(6)とある。夜、和歌の会があったが、今夜も定家を召さなかつた。これは、昨年定家の詠んだ歌が「禁」を侵していたため後鳥羽院の逆鱗に触れ、歌の会に召してはならぬという仰せがあったためである。定家が「あはれなげきの煙くらべに」と詠んだのは昇進で先を越されたためか。歌道において定家を召さないことは甚だ尋常ならざることである、というのである。これによれば、定家は「煙くらべ」の歌を詠んですでに丸一年を経過したにも拘らず、なおも歌会への出席が許されていないことが知られる。

その後、後鳥羽院は同年五月、北条義時追討の院宣を五畿七道諸国に下し、承久の乱を起こされたが、翌月には敢え無く挫折、七月には落飾されて隠岐の国へ配流される身の上とられた。そのめまぐるしい変転の中で、定家に対する院勸はついに積く機会を逸したものと推察される。

定家を「生得の上手」「さうなき者」と呼び、「道に達したるさまなど、殊勝なりき。歌見知りたるけしき、ゆゝしげなりき」(7)とその歌才を誰よりも畏敬し、『新古今和歌集』という文学史上の金字塔を共に打ちたたてた後鳥羽院が、その定家に対してこれほどまでに厳しい措置を下し、許し難いまでの怒りを抱かれたのは、一体何ゆえだったのであろうか。

二 従来の諸説

この事件の原因については、これまでにさまざまの説が提示されてきた。

その中で、古来最も有力な説の一つが、定家が和歌で官位昇進の遅滞を訴えたことに対して後鳥羽院が怒ったとする説

である。これは、すでに『順徳院御記』に、「是^レあはれなげきの煙くらべにとよみたりし事也。被^レ超^テ越^ス數^ニ輩^ニ如^レ此^ノ歟」とあつて、定家が数輩に官位を超越された恨みを「煙くらべ」の歌に込めたためとされている。安田章生氏は、「定家は、右の歌を詠んだ当時、官位は正三位民部卿であり、その年の一月二十二日には播磨守をも兼ねていたのであるが、不平家の彼は不満の心を歌に詠み、それが院の怒られるところとなつたのであつた」(8)とされ、佐藤恒雄氏も「二月十三日がちょうど母の忌日に当たっていたし、それは十分正当な理由となるから、そのことを表向きの口実に辞退したのだと思われるが、本当の理由は、つい先ごろ味わつて、なおおやりやらぬ超越された悲哀にあつたにちがいない」(9)とされ、藤平春男氏もまた、「やはり亡母追懐とするより、わが身の官位昇進についての述懐と解するほうがいいようである」(10)とされ、目崎徳衛氏は、「不遇を歌によつて嘆き訴えることは古来多いが、選りに選つて道真歌を取るとは『御口伝』にいわゆる「事により折によるといふことなし」の極だと、院は憤つたのであろう」(11)とされている。

しかし、この説については、夙に石田吉貞氏が次のように疑問を呈されている。

いかにもその年一月二十二日の院目に、定家より下位にあつた公氏・通方の二人が、いずれも権中納言になつて定家より上位に進んでおり、その恨み去り難いものがあったとみえて、当夜の定家の歌は二首ともにその意を寓していることは事実である。が、単にそれだけが原因であろうとはどうしても考えられない。なぜならば、自己の不遇や官位の滞滞を、歌によつて嘆き訴えることは

当時の常識で、現に定家自身も正治二年御百首の際には、自己の不遇洪滞を嘆き訴えた「君が代に霞を分けしあし鶴の」という歌によって、即夜昇殿の栄をさえ賜わっている。仮に官位超越の愁訴が原因の一部であるとしても、それがあれほどの重い逆鱗の因となるうとは考えられない。

（石田吉貞「新古今歌壇と歌風の分裂（一）」）

——定家と後鳥羽院・実朝——（12）

石田氏は、当夜の定家の歌には二首とも「自己の不遇や官位の洪滞」を寓していることを事実として認めながらも、「自己の不遇や官位の洪滞」を和歌によって嘆き訴えることは、「当時の常識」であって、定家自身がかつて不遇洪滞を嘆き訴えた歌によって栄を賜わった経験がある以上、これは「原因の一部」でしかない、というのである。久保田淳氏も、「述懐する（愚痴をこぼす）こと自体がいけないのではない。臣下の述懐に耳をかし、これを登用することは帝徳にそった行為なのである」（13）とされている。このように考えるならば、このことを主たる原因とする説には疑問があると言うことが出来る。

次に、これと並んで古来有力な説の一つとされてきたものに、定家の歌が和歌の禁忌を侵犯したために後鳥羽院の不興を買ったとする説がある。これは、すでに『玉藻』に「依_レ和歌禁忌_二事_一閉門_ス」とあって、定家が忌避すべき詞句を和歌に詠み込んだために院勘を受けたとするものである。『井蛙抄』には「歌は人にも見合_セ可_レ去_ル禁忌_一也。中納言入道、内裏御会に、行路、柳（中略）詠ぜらる。彼、一座、仙洞御覽ぜられて後、定家卿可_レ停_ム出仕_一之由、可_レ被_レ仰_セ之

旨被_レ申_二禁裏_一」（14）とあり、『月刈藻集』には「此、歌不吉ナリトテ勅勘アリシトナリ」（15）とあり、『梨本集』には「此、歌、風鉢よからずとて、勅勘をかうぶり給ふといふ」（16）とあって、一般には広くこの説が信じられていたことが窺われる。定家が詠じた和歌の内二首目の「煙くらべに」という結句は、『源氏物語』「柏木」の巻で女三宮が柏木に贈った歌「立ちそひて消えやしなましうきことを思ひみだるる煙くらべに」（17）を踏まえているとされている。この歌の「煙」という語が火葬の煙を指すところから、不吉な詞句として忌避すべきとされたようである。

しかしながら、禁忌侵犯説については異論もあって、たとえば、久保田淳氏は、

「けぶりくらべに」という句は、（中略）宮廷関係では避けたほうがよい表現であったであろう。もともと／恋ひわびてながむる空の浮雲やわが下もえのけぶりなるらむ（金葉和歌集・恋下）／という周防内侍の不吉な作から、「下もえの煙」は宮廷周辺で詠むべきではないということがつとに『俊頼髓脳』に説かれているが、かつて俊成卿女は『仙洞句題五十首』において、／下もえに思ひきえなむけぶりだにあとなき雲のはてぞかなしき／と詠んで、『新古今和歌集』恋二の巻頭歌にすえられた。（中略）下もえの煙という発想がとがめられるものでもない。要はその詠みようであり、その底にある寓意の性質なのである。

（久保田淳『藤原定家』（18）

とされ、この説に疑問を呈されている。石田吉貞氏もまた、この説を詳細に検討された上で、「しかしそれが真の原因であるうとは、これもいかにして考えることはできない」(19)と結論されている。

このように考えてくるならば、定家が和歌で官位昇進の遅滞を訴えたためとする説も定家の歌が和歌の禁忌を侵犯したためとする説も絶対的なものではないことが理解されてくるのである。

この歌をめぐっては、丸谷才一氏のように、事件の七年前、後鳥羽院の御所の一つである高陽院の柳が枯れた際に、定家邸の柳が二本掘り取られたという『明月記』の記事(20)を指摘した上で、この歌が「普通の寂しい歌、憂愁の歌というようなものではなく(中略)、むしろ亡国の調べとでも形容するにふさわしい陰々滅々たる一首」であり、「歌の柄が不健全なため晴れやかな風情に乏しく、「まさしく不吉としか名状しようのない頹廢と衰弱がここにはみなぎっている」ために、後鳥羽院がその「風体」自体を嫌悪し、「風体に反発すればこそ一首の意をあの一柳についての愚痴と受取ったのではないか」(21)とする論もあるが、そもそも一見したところではこの歌からは「不吉としか名状しようのない頹廢と衰弱」とを見出し難いように思われる。

そこで、これまで問題視されてきたものに後鳥羽院と定家との政治的・社会的対立がある。栗山理一氏は、「鎌倉の政権を許容せず、やがて承久の変をおこされる後鳥羽院が、親幕派の圏内にいる定家に対する悪感情をついに爆発させた」のが真因であろう(22)とされ、谷山茂氏も、「詩人定家がこんな些細なことで閉門の身となるというのも、彼が西園寺公経や九条道家らの親幕派にたまたまゆかりを持っていたから

でもであろう」(23)とされ、石田吉貞氏も、「問題の二首の歌は、官位の超越、禁忌の侵犯、いずれの理由はあったにしても、つまるところ単に火をつけるきっかけになったに過ぎなかったであろう」とされた上で、定家が「親幕派の世界の人」であったために、「承久事変勃発直前の、極端に神経をとがらせていた後鳥羽院に睨まれていたのが真の原因」である(24)とされ、寺島恒世氏も、「感情の齟齬を超えて続いた定家との関係は、かような和歌を通しての君臣関係の構図の中に模索されてきたに相違なく、その平衡を遂に欠いたのがこの事件であった」(25)とされ、久保田淳氏もまた、「炯眼な院は定家と今はなき実朝との嘗ての交渉も察知していたのではないであろうか。」「専制君主は自身と対立する存在と臣下との直接交渉を決して認めようとはしないであろう」(26)とされている。

これとは別に、さまざまな要素は関わりながらも、結局のところ事件の原因を後鳥羽院と定家との気質的対立に帰する説も有力視されている。村山修一氏は、「定家の場合、直接の動機は、むしろ彼が歌に託して上皇への訴願を達しようとしたことであつたにすぎないが、定家の圭角ある行動と、遠慮のない上皇の歌道批判は、折にふれてこの気まぐれな専制君主の心情を刺戟し激発させた。その集積がここに至って爆発したとみられるのである」(27)とされ、池田彌三郎氏も、「母の忌日に出席を強要された自分の嘆きを訴えたのが、院にはいかにも皮肉に聞きとれ、言外の非難を感じさせられたのであろう。院も多少は内心忸怩たるものがあつたであろうから、余計その気持ち逆なでにされたようで、我慢がならなかつたのだらう」(28)とされ、塚本邦雄氏も、「すでに新古今竟宴前後から、ふたりの間には冷たいものが漂っており、

(中略)柳の歌の、特にやや押しつけがましい下句の嘆きなど、神経の上がった後鳥羽には鼻持ちならぬものであり、この一首に触発されて、定家のいっさいに嫌悪を感じたと考えるほうがあたっていよう」(29)とされ、安藤次男氏も、「ことは承久の乱前夜の苛立った政治状況や、一親幕派公卿の去就のみにかかわることではなかった。院と定家との、もともとの資質の違いである。」「これはもうどうにもならぬ定家の性癖であった」(30)とされ、久保田淳氏もまた、「ふたりがおたがいの才を認めあい、心をかよわしていた時期であったならば、このようにしこりを残す結果にはならなかったであろう。院にしてみれば、「けぶりくらべ」の歌はこのもつともらしい様子の巨匠にたいする、積年の憤懣を爆発させるための、ひとつのきっかけにすぎなかったのかもしれない」(31)とされている。

このように、この事件をめぐるさまざまな解釈が提示されているが、その真相は今もって明らかではないと言うことが出来る。

これまでの研究を概観したところでは、いずれの見解にもおのおの理あるものの、その多くが定家の和歌を充分に解析し得ないままで立論されているような印象が否めない。しかしながら、事件の経緯を関する限り、定家の詠んだ和歌がその発端となっていることだけは否定できない事実であろう。ということとは、仮に事件の背景にはさまざまな事由が錯雑していたとしても、後鳥羽院を激昂へと導き、定家を謹慎へと追いやった定家院勘事件の主因は、「煙くらべ」の歌一首を措いて他にはなかったと断言してよいのではなからうか。

そこで、ここでは、定家院勘事件の原点に位置する「煙く

らべ」の歌に今一度立ち返ることによって、後鳥羽院激怒の真因に肉薄したいと思う。

三 隠された寓意

さて、それでは「煙くらべ」の歌そのものを解析しながら、定家院勘事件に対する私見を述べることにしよう。すべてはこの一首から始まった。

野外、柳

道のべの野原の柳したもえぬあはれ歎の煙くらべに

一首の歌意は、「道のほとりの野原の柳は下萌えした。あ、あたかも、嘆きのために立昇る私の胸の煙と競い合うかのように」(32)というものである。

この一首には、「野外、柳」という兼題に則って「野」が詠まれ、「柳」が詠み込まれている。上の句は、道のほとりに広がる野原に柳が生え、その柳が春を迎えて下萌えしたという自然の景を叙している。これに対して、下の句は一転して内界へと視線が注がれ、「あはれ」という感動詞と共に、みずからの悲嘆を露骨なまでに披瀝している。全体は、うるわしい春の到来による自然の変化にこと寄せて、内心の思いを直截に表現した嘆きの歌となっている。

結句にいう「煙くらべ」とは、煙と煙との嘆き比べということ、柳の「下萌え」すなわち柳の芽吹きによるけむるような様子と、人知れず心の内で思い悩む「下燃え」によって生じた嘆きの「煙」とを比較するという趣向である。嘆きの思いはくすぶり続ける「煙」として表現され、それが「下萌

え」の「煙」と対比されて、「煙くらべ」の歌となつてい
るのである。自然と人事との対比を、掛詞を駆使しながら鮮や
かに纏め上げたところに、この一首の価値があると言うこと
が出来よう。ただし、具体的な事物の生み出す「煙」を嘆き
の思いがもたらす「煙」に擬えることは極めて常套的な表現
であり、定家自身にもその作例は少なくない。例えば、「煙
くらべ」の歌が詠まれる三年ほど前にも、「したもゆるなげ
きのけぶり空に見よいまも野山の秋の夕暮」³²の作があり、
「したもゆる」や「なげきのけぶり」などの詞句から「煙く
らべ」の歌との類縁性を強く感じることが出来る。久保田淳
氏が、「野焼きや山焼きの煙を心の嘆きが外にあらわれたも
のと見たてる発想は好むところであった。新柳が煙つたよう
に萌えでるさまも、同様に胸の煙になぞらえることができた
のである」³⁴と述べているように、「煙くらべ」の歌も類
型発想の歌として位置づけることが可能であろう。

それは確かにその通りなのである。しかし、それらのこと
をすべて首肯した上で、この歌にはこれまでの歌にはない何
か別様のものがある筈だと考えるべきであろう。なぜなら、
この歌はあの後鳥羽院を激怒させた曰く付きの歌だからであ
る。すなわち、この歌は如何に月並みで類型的な歌に見えよ
うとも、この何処かに後鳥羽院を激昂させずには置かない巧
みな陥穽が仕掛けられている筈なのである。

今一度、当該歌を見てみよう。

この一首にとって最も重要な部分は腰句、すなわち「下も
えぬ」という第三句である。この一句は、柳の芽吹きを意味
する「下萌え」と人知れず心の内で思い悩むことを意味する
「下燃え」という同音意義の働きによって、景から情、外界
から内界への転調を見事に果たし、一首全体を破綻なく存立

させるといふ要の役割を担っていると言うことが出来る。
しかし、もしもこの一句が単なる掛詞ではなく、具体的な光
景を暗示しているとするならば、この一首はこれまでとは全
く別の意味をもたらすことになるであろう。すなわち、ここ
には柳の「下萌え」から心の「下燃え」へと切り替わる、ま
さにそのあわいに「柳の下燃え」という新たな光景が一瞬点
滅しているのではないか。つまり、柳の木の下で何かが燃え、
盛んに煙を上げていくという具体的な光景が重ね合わされて
いるのではないか。だとすれば、柳の木の下で燃え、盛んに
煙を立ち昇らせている、その煙とは一体何の煙なのであるう
か。

いささか唐突のようだが、漢籍には柳の木と煙との関わり
を示唆する故事成語が古くから伝えられている。所謂「竹林
の七賢」に数え挙げられている嵇康にまつわる逸話である。

「竹林の七賢」とは、中国三国時代の魏から晋にかけて登
場した阮籍・嵇康・山濤・向秀・劉伶・阮咸・王戎の七人か
らなる名士の総称で、世俗的束縛を厭い、自由で高踏的な態
度に憧れ、竹林に集っては酒を酌み交わし、清談に耽つたと
いわれる伝説的な人びとである。就中、阮籍と共に「竹林の
七賢」の領袖と目された人物こそが嵇康である³⁵。

嵇康(二二三―二六二年)、字は叔夜。魏の宗室と婚を結
び、中散大夫を拝したことから嵇中散とも称された。老荘思
想に通じ、詩文をよくし、博学多才で、奇才の誉れが高かつ
た。琴の名手としても聞こえ、洛西に遊び、華陽亭に宿つた
折、古の楽人と名乗る者から伝授されたという秘曲「広陵
散」は特に名高い。性格は、恬淡寡欲にして自由奔放、齒に
衣着せぬ言動で為政者たちから憎悪的にされた。友人の事
件に連座して投獄され、死罪に処せられた。処刑直前、今生

の名残りに「広陵散」をつまびき、従容として死についた。著書に、『養生論』『釈私論』『声無哀楽論』などがあり、獄中で綴った自伝的作品「幽憤詩」は代表作とされる。因みに、嵇康は近代の作家魯迅がこよなく愛した人物として知られ、魯迅の編になる『嵇康集』一〇巻がある(36)。

嵇康にまつわる数々の逸話の中でも、私がここで特に注目したいのは、『晋書』「嵇康伝」に記された次の一節である。

性^ハ絶巧^{ニシテ}而好^ム鍛^ム。宅中^ニ有^リ一柳樹^ヲ甚茂^シ。乃^チ激^{シテ}水^ヲ、圍^ム之^ヲ、每^ニ夏^月、居^ニ其^下以^テ鍛^ス。

(『晋書』卷第四九)(37)

嵇康は生まれつき大変に器用で、鍛冶を好んだ。家の庭には一株の柳があり見事な茂みをつくっていた。嵇康は水の勢いを強くして、それを木の周りに廻らし、毎年夏になるとその柳の下で鍛冶にいそしんだ、というのである。

これによれば、嵇康は殊のほか鍛冶を好み、柳の木の下で鍛冶仕事を楽しんでいたことが知られる。そこで、後世この記述から「柳下に鍛す」あるいは「柳下に鍛ふ」という故事成語が生まれた。因みに、この成語は、『大漢和辞典』『日本国語大辞典』は勿論のこと、『字源』『大字典』など一般的な辞書類にも収載されている。ということは、漢籍において「柳の下……」と言えば、嵇康のこの逸話から鍛冶を連想することはそれほど不自然なことではなかったと言うことが出来る。柳の木の下で行われていたものは鍛冶であり、柳の下から立ち昇るのは鍛冶の煙であった。こうした常識が、漢籍には古くから存在していたと考えてよいのである。だとすれば、定家は『晋書』のこの記述を念頭に置いて「煙くらべ」

の歌を詠出したのではなかったろうか。

定家の漢学的素養について、村山修一氏は、「定家ほどに漢学的素養をもち、漢詩に得意な歌人も少なく、「彼の漢籍研究が歌人としては珍しく熱心で、造詣も深かったこと、『明月記』を通読すれば誰しも感ずるところであろう」(38)とされ、石田吉貞氏も、「彼が目を通したと思われる漢籍を、彼の日記や著書から拾い出してみると(中略)、それが彼の見たもののすべてではないことを思う時、この方面における教養の幅の広さは確かに認めてよいと思う」(39)と評されている。例えば、定家の和歌には漢籍を踏まえた作が少なくなく、外典だけに限っても『詩経』『山海経』『莊子』『韓非子』『史記』『說苑』『漢書』『孔子家語』『搜神記』『陶淵明集』『文選』『白氏文集』『蒙求』など多彩な文献を見ることが出来る(40)。その中には『晋書』を踏まえたと思しき作もあり(41)、事件の三年前にあたる建保六年(一一二七年)春の和歌には「嵇康」の名を取り込んだ自作の漢詩句まで存在する(42)。また、定家が執筆した『源氏物語』の注釈書『奥入』にも『晋書』からの引用が複数見られ(43)、「明石」の巻の注には、「晋書嵇康伝」と明記したうえで、嵇康が洛西の華陽亭に宿った折、古の楽人と名乗る者から伝授されたという秘曲「広陵散」に因んだ挿話も見出すことができる(44)。これらのことから判断して、定家が『晋書』を読み、「竹林の七賢」を代表する嵇康についても熟知していたであろうことは論を俟たない。

このように考えてくるならば、定家の詠んだ「煙くらべ」の歌に、「柳下に鍛す」という故事成語が踏まえられていた蓋然性は高いと言いうことが出来る。柳の「下萌え」には「下燃え」の意が掛けられ、「煙くらべ」の「煙」には鍛冶の煙が暗示されていた。だとすれば、何故定家はこの「煙くらべ」

の歌に鍛冶の寓意を込めたのであろうか。そして、それは何故鍛冶でなければならなかったのであろうか。

鍛冶と聞いて、まず想起されるのは後鳥羽院の御事蹟である。後鳥羽院は、歴代天皇のなかでも、際立って文武百般に通じ、多才多能を謳われた帝であられた。後鳥羽院が手を染め、熱中されたものは、和歌・連歌・管絃・琵琶・蹴鞠・有職故実・囲碁・双六・鬪鶏・鶉合・相撲・水練・競馬・流鏑馬・犬追物・笠懸・狩猟など枚挙に遑がない程である(45)。中でも、殊のほか好まれたものの一つに鍛冶がある。

劍などを御覧じ知事さへ、いかで習はせ給へるにか、道の者にもや、まさりて、かしこくおはしませば、御前にてよきあしきなど定めさせたまふ。

〔増鏡〕第二、新島守(46)

御所焼とは次家・次延に作らせて、君御手づから焼せ給けり。公卿・殿上人・北面・西面の輩、御気色好程の者は、皆給て帯けり。

〔承久記〕上(47)

上皇武事を好ませ給ふ御性質なりければ、刀剣を打つ事を好ませ給ひ、みづから打たせ給ふ時の御相槌は、九条太政大臣時信公・二位僧都・大宮中納言等の人々なりし。さて正月より十二月に至るまでの番鍛冶を定め給ひ、備前則宗・粟田口国安そのほか名ある鍛冶共を召されて刀を打たしめ給へり。後に隱岐国へ遷らせ給ひても、なほかの国にて十二月の番鍛冶を置かせ給ひ、御手づから打たせ給ふ刀の御銘を助秀と切らせ給へり。菊一文字の刀

もこの御時の事なりし。

〔尾崎雅嘉「百人一首一夕話」卷の九〕(48)

刀剣への愛着はことに有名である。(中略)彼は宮中にて焼いた。いわゆる「御所焼き」「菊御作」とよばれ、現代にまで伝わる名刀である。機嫌のよいときは、これを公卿や北面・西面の武士たちに与えられたと『承久記』に伝える。(中略)平安朝の優雅な作柄は、このころ院の気性を反映して、勇壮・凛烈の趣を加える。銘の菊花は中心の鏰の下に十六弁の意匠として彫りこんだ。皇室紋章の起源といわれる。／＼なお、御番鍛冶は後年、隱岐(島根県)配流になつてからも小規模ながらつとめられ、院の無聊を慰めたい。刀工の地位向上とともにその志願者は全国に輩出し、鍛刀の黄金時代を呈するものもこのころ以後のことである。

〔塚本邦雄「後鳥羽院」〕(49)

後鳥羽院と鍛冶とのこうした浅からぬ関わりに思いを致すならば、定家の歌はまぎれもなく後鳥羽院その人に向けて詠まれた歌だったと考えることが出来よう。すなわち、定家は「煙くらべ」の歌によって、後鳥羽院が熱中している鍛冶、しかも明らかに刀剣造りを暗示していたのではなからうか。ということとは、そのことが後鳥羽院の激昂と無関係ではなかつた筈である。実際、後鳥羽院はこの歌に隠された鍛冶の寓意を的確に読み取り、定家の真意をたちどころに見抜かれたのであつた。後鳥羽院もまた『晋書』を読み、「竹林の七賢」について深い知見を有していたものと推察される。少なくとも

も、鍛冶にとりわけ造詣が深かった後鳥羽院にとって、同じように鍛冶に熱中したという替康の逸話は「柳下に鍛す」の故事と共に鮮烈に記憶されていた筈である。

だとすれば、鍛冶の寓意を解き明かされた後鳥羽院が、この歌を目にされるや否や、堪え難い怒りに襲われたのは何ゆえだったのであろうか。

四 後鳥羽院の逆鱗

後鳥羽院が、鍛冶を暗示する定家の歌に対して、過剰とも思える反応を示されたのは、後鳥羽院と刀剣との間に横たわる数奇な運命が関わっていたからに相違ない。

高倉天皇の第四皇子として生を受けられた後鳥羽院が、第八十二代後鳥羽天皇として踐祚されたのは、寿永二年（一一八三年）八月、わずか四歳の砌であられた。時代は折しも源平合戦のさなか、平家一門が擁する安徳天皇は西国にあつたため、後鳥羽天皇の踐祚は、天下に安徳、後鳥羽ふた所の天皇が併立するという異例の事態を招くこととなった。しかも、踐祚に不可欠な三種の神器は安徳天皇と共にあつたため、後鳥羽天皇は神器なしの踐祚を執り行わなければならなかつた。九条兼実の日記『玉葉』が、「不_レ得_二劍璽_一踐祚之例、希代之珍事也」(50)と記すほど、それは異常な出来事だったのである。翌々年には、平家が壇ノ浦で滅亡し、安徳天皇が崩御されたことよつて、天皇は後鳥羽天皇おひと方とはなられたものの、神器が揃つて戻ることとはなかつた。三種の神器のうち、八咫鏡と八坂瓊曲玉は無事確保されたが、安徳天皇もろとも海中に没した天叢雲剣だけは如何にしても発見することが叶わなかつたからである。これによつて、

後鳥羽天皇は皇位に不可欠な三種の神器のうち天叢雲剣を所持しない天皇として生きることを余儀なくされたのであつた。

定家は、こうした後鳥羽院と刀剣との並々ならぬ因縁について充二分に承知していながら、敢えて後鳥羽院が熱中する鍛冶を和歌に詠み込んだのだ。しかし、定家が「煙くらべ」の歌でただ単に鍛冶を暗示し、後鳥羽院と刀剣との浅からぬ因縁を詠み込んだところで、それは後鳥羽院を激怒させるには至らなかつたであらう。何故なら、後鳥羽院の激怒はただ単に刀剣だからではなく、あくまでも三種の神器の一つ、天叢雲剣に起因していなければならなかつたからである。ということは、この歌にはほかならぬ天叢雲剣とつながる何かが見え隠れしているのではないか。つまり、この歌のどこかに、天叢雲剣を指し示す何らかの暗示が仕組まれていると考えるべきなのではなからうか。

そこで想い起こされるのが、『日本書紀』に記された日本武尊にまつわる条りである。ここには、天叢雲剣の来歴のなかでも特に興味深い次のような説話が伝えられている。

東国平定のために東征の任を申し出られた日本武尊は、回り道をされて伊勢神宮に参拜、叔母である倭姫命から一振の剣、すなわち天叢雲剣を授かり、それを腰に佩いて東国へと向かわれた。

是の歳に、日本武尊、初めて駿河に至りたまふ。其の処の賊、陽り従ひて、欺きて曰く、「是の野に、麋鹿甚だ多し。気は朝霧の如く、足は茂林の如し。臨して狩りたまへ」といふ。日本武尊、其の言を信じたまひ、野中に入りて、兎獸したまふ。賊、王を殺さむといふ情有有りて、

王とは日本武尊を謂ふ。火を放けて其の野を焼く。王歎かえぬと知ろしめして、則ち燧を以ちて火を出し、向焼けて免るること得たまふ。一に云はく、王の佩かせる劍藁雲、自づからに抽けて、王の傍の草を薙ぎ攘ふ。是に因りて免るること得たまふ。故、其の劍を号けて草薙と曰ふといふ。

〔日本書紀〕卷第七、景行天皇（51）

日本武尊が、駿河の国にさしかかったとき、その土地の賊が偽って従い、この野には大鹿がたいそう多いので、狩りをなさいませと尊を欺いた。その言葉を用された尊が、野の中に入って狩りをされたところ、賊は尊を亡き者にしようとして火を放った。謀られたと知った尊は、即座に火打を打って火を起こし、迎え火をつけて難を免れることができたという。一説には、このとき、腰に帯びていた天叢雲劍が、ひとりでに抜けて周りの草を薙ぎ払い、これによって難を逃れることができたともいう。そこで、その劍を名付けて草薙劍と叫ぶ、というのである。

この説話で特に注目されるのは、三種の神器の一つである天叢雲劍が「野」と関わり、「火」と関わっている点である。しかも、「野」と「火」は説話の単なる背景としてではなく、天叢雲劍が草薙劍と呼ばれるようになった、まさに呼称の起源譚に深く関与しているのだ。つまり、草薙劍は「野」や「火」と切っても切れない関係にあったことが知られるのである。ということ、定家の詠んだ「煙くらべ」の歌には、『晋書』における鍛冶の寓意だけでなく、『日本書紀』における草薙劍の説話もまた踏まえられていたと考えてよいのではなからうか。定家の歌にいう「野原の柳下もえぬ」とは、「柳」の「下」に広がる「野原」が燃えたということの意味し、こ

こには野火と深く関わる草薙劍の説話が踏まえられていると言ふことが出来よう。だとすれば、「野原」に広がる「草」は、「柳」の「なぎ」と相俟って「くさなぎ」すなわち「草薙」の語を浮かび上がらせることになる。しかも、「もえぬ」の「えぬ」に「得ぬ」の意が掛けられ、感動詞の「あはれ」を「哀れ」と受け取るならば、この歌には、「草薙」の劍を「得ぬ」ことの「哀れ」なる「嘆き」という裏の意味が隠されていることがわかるのである。すなわち、この歌は、草薙劍を手にするの叶わない後鳥羽院の悲嘆を詠じた辛辣極まりない揶揄の歌として見るのが可能なのだ。定家は、後鳥羽院がいかに鍛冶に執心し、いかに見事な銘刀を数多く焼き上げようとも、最も肝心な草薙劍そのものを得ることは叶わない、鍛冶の煙だけでなく嘆きの煙をあげるばかりだと痛烈な皮肉を込めて表現した。これが、「煙くらべ」の歌の真意だったのではなからうか。

事件当日、欠席の旨を申し出ていた定家に対して、歌会への出席を再三要請したのは順徳天皇であろう。しかしながら、その上意の背後に後鳥羽院のご意向が強く反映していたであろうことは想像に難くない。定家はそれに不承々々従いながらも、執拗なまでの招請に辟易していた筈である。このとき、後鳥羽院への辛辣な揶揄を内包しつつ、腹立ちまぎれに放った一首が「煙くらべ」の歌だったのである。しかも、それは事もあろうに、文武百般に通じ、多才多能を謳われた後鳥羽院の唯一にして最大の弱点を鋭く衝くという悪意に満ちたものであった。

そもそも、草薙劍は天皇の統べる権威のうちの軍事力を象徴したものだとわかれる。ということは、草薙劍を所持しない後鳥羽院は、とりわけ軍事力に劣等意識を強くされていた

ことになる。たしかに、後鳥羽院は欠落する軍事力を補うかのように、優れた刀鍛冶を集めて天下の銘刀を次々と焼かせただけでなく、上皇直属の軍として従来からあった北面の武士に加え、新たに西面の武士を新設して軍事力の増強を図り、天皇家の軍事力を誇示するかのよう⁽⁵¹⁾に鎌倉倒幕の意志を鮮明にされたのであった。そうした後鳥羽院のご意向を嘲笑うかのように、後鳥羽院の内奥に巢食う劣等意識の中枢に向けて、痛烈な一撃を加えたのが定家だったのである。

無論、定家は表面上では草薙剣のことなど億尾にも出していない。「野」にしても「柳」にしても、与えられた題に則って、類型的な一首を仕立てているだけである。しかし、一旦定家が「柳下に鍛す」という故事成語を媒介として「柳」に鍛冶の寓意を付加し、日本武尊による野火の説話を踏まえたことよって、何の変哲もない「柳」と「野」のもたらす意味は一変することとなった。定家は、兼題に掲げられたありきたりな歌材をさり気なく用いることよって、その背後に「草薙剣」という決定的とも言うべき暗示をひそかに盛り込むことに成功したのである。このとき、兼題の中に「柳」が含まれていたことは、定家にとつてまことに都合良かった筈である。なぜなら、柳と言えば、定家邸の柳が後鳥羽院によつて再度掘り取られた出来事が真つ先に連想されたからである。しかし、英明な後鳥羽院は、そのような出来事に惑わされることなく、この歌に込められた作者の底意をけつして見逃さなかつた。なぜなら、後鳥羽院は和歌を見抜く眼識にひとときわ秀でていただけでなく、それ以上に、檀ノ浦に消えた天叢雲剣、すなわち草薙剣のことを片時も忘れていなかったからである。

実際、後鳥羽院は、檀ノ浦に没した草薙剣の発見に拘りつ

づけていた。檀ノ浦の合戦から二か月後の元暦二年(一一八五年)五月、後鳥羽院は全国二十二の神社に幣帛を奉らせ、八咫鏡と八坂瓊曲玉が無事に戻ったことの感謝と共に草薙剣発見の祈願をさせている⁽⁵²⁾。この奉幣は、規模こそ小さくはなつていったものの、毎年執り行わせたという。その一方で、合戦から二年後の文治三年(一一八七年)七月、後鳥羽院は勅使を派遣し、檀ノ浦において草薙剣の搜索を行わせている⁽⁵³⁾。さらに、建暦二年(一一二二年)五月には、藤原秀能に院宣を下し、鎮西に派遣して九月に帰京するまで海中に没した草薙剣を念入りに搜索させている⁽⁵⁴⁾。このように、後鳥羽院は神頼みと現地探索とを繰り返しながら、草薙剣の発見に異様な執念を燃やしつづけていたのである。建暦二年と言えば、檀ノ浦の合戦からすでに二十七年を経過し、天皇の御世も後鳥羽から土御門を経てさらに順徳の治世を迎えていた。それにも拘らず、後鳥羽院は海中に没した草薙剣をいまだ諦め切れていなかったのである。それほどまでに、後鳥羽院にとつて草薙剣を所持しないという事実は、寝ても覚めても念頭を去らない痛恨事だったのである。定家が「煙くらべ」の歌で、草薙剣を得ることのできない後鳥羽院の嘆きを揶揄したのは、最後となったこのときの草薙剣探索からわずか七年余り後のことである。

このように考えるならば、あくまでも草薙剣に拘りつづける後鳥羽院が、この歌を目にされるや否や、激しい怒りに襲われたのは、至極当然の反応だったのではなかるうか。それは致命的なものだっただけに、後鳥羽院は激怒以外の表現方法を知らなかつたのである。それほどまでに、宝剣不帯というまぎれもない現実⁽⁵⁵⁾は、後鳥羽院にとつて屈辱以外の何ものでもなかつた。そこには、治天の君のみが知る、治天の君で

あるがゆえの深い懊悩があつたのだ。

『順徳院御記』は、「殊に上皇逆鱗有り」と記している。草薙劍の不帯こそは、後鳥羽院という巨大な竜のまさしく逆鱗であつた。その後鳥羽院の逆鱗中の逆鱗を傍若無人に撫で上げたのが定家の詠んだ「煙くらべ」の歌であつた。この歌は、そのように解釈すべきなのではなからうか。

結 び

承久の乱によつて隠岐と京とに分かれた後鳥羽院と定家は、その後二度と再び相見えることはなかつた。これによつて、後鳥羽院が定家に対して科した院勘は、終に宥免の機会を逸してしまつたのである。

定家自身が、事の真相についてみずから開示することはなかつた筈である。なぜなら、この歌が表面的には類型的な述懐歌として成立している以上、その裏にある寓意を敢えて説明することはみずからの辛辣な悪意を暴露することに他ならなかつたからである。一方、後鳥羽院にしてみても、この歌がいかに無礼千万で、不愉快この上ない歌であろうとも、激怒の真相についてみずから語ることはなかつた筈である。なぜなら、それは定家への非難を高めることにはなつたものの、みずからの致命的な喪失感を改めて思い知ることに他ならなかつたからである。そのことは、後鳥羽院の周辺にいた人びとにとつても同様だつた筈である。順徳天皇をはじめとする当時の人びとが仮に激怒の真相について知り得たとしても、それを公言することは憚られた筈である。なぜなら、敢えてそれを暴き立ててみたところで、後鳥羽院自身の絶望をさらに深めるだけだということが火を見るよりも明らかだつ

たからである。ということ、後鳥羽院や定家といった当事者だけでなく、その周辺にいた人びともまた、この事件について結局のところ口を緘してしまふことになつたのではないか。

こうして、定家が辛辣な意図を込めて詠んだ「煙くらべ」の歌一首は、後鳥羽院による定家院勘という事実だけを残してその真相を闇へと葬り去ることとなつた。それによつて、この歌は八百年の間、中世文学最大の謎の一つとして文学史の中に残されることになつたのである。

注

- (1) 『順徳院御記』〔増補史料大成〕第一卷「歴代宸記」、臨川書店、昭和四〇年、二五四頁
- (2) 久保田淳『訳注藤原定家全歌集』上巻（河出書房新社、昭和六〇年、四三七―四三八頁）
- (3) 『順徳院御記』〔増補史料大成〕第一卷「歴代宸記」、臨川書店、昭和四〇年、二五四頁
- (4) 九条道家『玉蘂』承久二年三月五日条（思文閣出版、昭和五九年、二三一頁）
- (5) 『順徳院御記』〔増補史料大成〕第一卷「歴代宸記」、臨川書店、昭和四〇年、二五七―二五八頁
- (6) 『順徳院御記』〔増補史料大成〕第一卷「歴代宸記」、臨川書店、昭和四〇年、二五九頁
- (7) 『後鳥羽院御口伝』〔歌論歌学集成〕第七卷、三弥井書店、平成一八年、二八四―二八六頁
- (8) 安田章生『藤原定家研究』増補版（至文堂、昭和五〇年、二六六頁）

- (9) 佐藤恒雄「煙くらべ」の歌（初出「和歌史研究会会報」第八二号、昭和五九年二月。『藤原定家研究』、風間書房、平成一三年、六二二頁）
- (10) 藤平春男「定家と後鳥羽院」補注（2）（『藤平春男著作集』第二卷、笠間書院、平成九年、四五三頁）
- (11) 目崎徳衛「史伝後鳥羽院」承の巻（吉川弘文館、平成一三年、一六六頁）
- (12) 石田吉貞「新古今歌壇と歌風の分裂（一）——定家と後鳥羽院・実朝——」（昭和女子大学『学苑』第三九七号、昭和四八年一月、七頁）
- (13) 久保田淳『藤原定家』（王朝の歌人）9、集英社、昭和五九年、二一五頁）
- (14) 頓阿『井蛙抄』第六（『歌論歌学集成』第一〇巻、三弥井書店、平成一一年、三〇四頁）
- (15) 『月刈藻集』下（『続群書類従』第三三輯上、訂正三版、昭和五二年、平文社、八五頁）
- (16) 戸田茂睡『梨本集』（『歌論歌学集成』第一六巻、三弥井書店、平成一六年、二二九頁）
- (17) 『源氏物語』④「柏木」（『新編日本古典文学全集』、小学館、平成八年、二九六頁）
- (18) 久保田淳『藤原定家』（王朝の歌人）9、集英社、昭和五九年、二一四—二一五頁）
- (19) 石田吉貞「新古今歌壇と歌風の分裂（一）——定家と後鳥羽院・実朝——」（昭和女子大学『学苑』第三九七号、昭和四八年一月、七頁）
- (20) 『明月記』建暦二年（一二二二年）二月二日条には「去月廿五日、刑部卿・中将兄弟依リ院宣ニ入リテ蓬門ニ、切リ庭、柳二本許一、立ット高陽院殿、御壺ニ云々。（中略）但シ末世

- 之法、草木猶以テ如シ此。開元一株之柳モ、難キ期ニ長慶之春一敷」（『訓注 明月記』第三巻、松江今井書店、平成一四年、一七八頁）とあり、明くる建保元年（一二二三年）一月一八日条には「昏ニ、左近大夫將監家綱入リ蓬門ニ見テ柳、可ニ帰参ス由有ニ仰事ニ由示レ之。相逢ヒテ立帰参。去年所召、柳皆枯、了ニ云々」（三七二頁）、同年一月二八日条には「別当微行シテ入リ蓬門ニ、見テ柳樹二本、可レ掘リ渡、高陽院ニ由、被レ命ニ青侍ニ云々」（三七八頁）、同年一月二九日条には「以テ使者ニ与テ太理ニ問答ス。柳、間事也。二本可ニ掘リ取一由ト云々。是又稱ニ勅定、由一。近代之儀、草木猶如レ此。午ノ時許リ侍等引ニ卒シテ数多ノ人数ニ掘レ之」（三七九頁）とある。丸谷氏の指摘は一月二九日の記事のみだが、『明月記』からは、事件の八年前と七年前の二回に亘って後鳥羽院が定家の邸から柳の木をそれぞれ二本ずつ徴発し、それを定家が必ずしも快く思っていない様子が窺われる。
- (21) 丸谷才一『後鳥羽院』（『日本詩人選』10、筑摩書房、昭和四八年、二二八—二二九頁）
- (22) 栗山理一『定家伝』（古川書房、昭和四九年、一二四頁）
- (23) 谷山茂「後鳥羽院」（初出『日本文学の歴史』第五巻、角川書店、昭和四二年。『中世和歌の想念と表現』、思文閣出版、平成五年、二九〇頁）
- (24) 石田吉貞「新古今歌壇と歌風の分裂（一）——定家と後鳥羽院・実朝——」（昭和女子大学『学苑』第三九七号、昭和四八年一月、七—八頁）
- (25) 寺島恒世「定家・後鳥羽院・家隆——和歌における（君臣）の構図——」（『論集 藤原定家』（『和歌文学の世界』第一三集、笠間書院、昭和六三年、一八三頁）

- (26) 久保田淳「定家——その生涯と時代」(初出『訳注藤原定家全歌集』下巻、解説、河出書房新社、昭和六年。『中世和歌史の研究』(明治書院、平成五年、六二八頁)
- (27) 村山修一『藤原定家』(「人物叢書」、吉川弘文館、昭和七年、一一五頁)
- (28) 池田彌三郎『藤原定家』(「人物日本の歴史」6、小学館、昭和五〇年、九四頁)
- (29) 塚本邦雄「後鳥羽院」(「人物日本の歴史」6、小学館、昭和五〇年、一三七頁)
- (30) 安藤次男『藤原定家』(「日本詩人選」11、筑摩書房、昭和五二年、二〇三・四六頁)
- (31) 久保田淳『藤原定家』(「王朝の歌人」9、集英社、昭和五九年、二二八頁)
- (32) 久保田淳『訳注藤原定家全歌集』上巻(河出書房新社、昭和六〇年、四三八頁、頭注)
- (33) 「建保五年六月定家卿百番自歌合」(久保田淳『訳注藤原定家全歌集』下巻「拾遺愚草員外之外」、河出書房新社、昭和六年、二四九頁)
- (34) 久保田淳『藤原定家』(「王朝の歌人」9、集英社、昭和五九年、二一四頁)
- (35) 嵯康の伝は『晋書』巻第四九、列伝巻第一九「嵯康」ならびに『三国志』巻第二一「魏書」王粲伝等に見える。
- (36) 嵯康の略伝を作文するにあたっては、『晋書』『三国志』をはじめとして、『中国学芸大事典』(大修館書店、昭和五三年)、『中国人名辞典』(日本図書、昭和五三年)、『中国文学小事典』(高文堂出版、昭和四七年)、『世界伝記大事典』2(日本・朝鮮・中国編)(ほるぶ出版、昭和五三年)、『世界人物逸話大事典』(角川書店、平成八年)、『中国歴史文化事典』(新潮社、平成一〇年)、『世界大百科事典』8(平凡社、改訂新版、平成一九年)等を参照した。
- (37) 『晋書』巻第四九、列伝巻第一九「嵯康」(「百衲本二十四史」、台湾商務印書館、中華民國二十六年)昭和一二年、三六一頁)
- (38) 村山修一『藤原定家』(「人物叢書」、吉川弘文館、昭和三年、五九・三六七頁)
- (39) 石田吉貞『新古今世界と中世文学』上(北沢図書出版、昭和四七年、二九〇頁)
- (40) 久保田淳『訳注藤原定家全歌集』上巻・下巻(河出書房新社、昭和六〇—六一年)の頭注ならびに補注参照。
- (41) 建久元年(一一九〇年)九月に披講された「花月百首」の一首「あくがれし雪と月との色とめてこずゑにかをる春の山かげ」(久保田淳『訳注藤原定家全歌集』上巻、河出書房新社、昭和六〇年、九五頁)の補注には「蒙求」などという子猷尋載の故事をかすめるか」と記したうえで、『晋書』「王徽子伝」の本文が掲載されている。
- (42) 建保六年(一一二七年)春の作である「拾遺愚草員外雑歌」の一首「夕立の菊のしをれ葉はらふとて花まちどほに人やあざける」(久保田淳『訳注藤原定家全歌集』下巻、河出書房新社、昭和六一年、一〇四頁)には「凌汗猶思衝鼓早 嵯康陶令定作嘲」と「嵯康」の名が明記されている。
- (43) 『奥入』(第二次)定家自筆本(源氏物語大成)第一三冊、資料篇、中央公論社、昭和六〇年、一一三頁)には、「藤裏葉」の巻「かつらを折りし人や知るらん」の注に『晋書』列伝第二二、郗詵けいしん伝の故事が引かれている。この逸話は『蒙求』にも見えるが、『奥入』は『晋書』云」として『晋書』

からの引用であることを明言している。

- (44) 『奥入』(第二次)定家自筆本(「源氏物語大成」第一三冊資料篇、中央公論社、昭和六〇年、一〇二頁)
- (45) 「後鳥羽上皇」(「人物・日本の歴史」第四卷、読売新聞社、昭和四一年、一七六一―一七八頁)
- (46) 『神皇正統記 増鏡』(「日本古典文学大系」、岩波書店、昭和四〇年、二七一頁)
- (47) 『承久記』(「新撰日本古典文庫」、現代思潮社、昭和五七年、八七頁)
- (48) 尾崎雅嘉『百人一首一夕話』卷の九(『百人一首一夕話』下、岩波書店、昭和四八年、二八八頁)
- (49) 塚本邦雄「後鳥羽院」(「人物日本の歴史」6、小学館、昭和五〇年、一三三―一三四頁)
- (50) 九条兼実『玉葉』寿永二年八月二〇日条(「図書寮叢刊」、九条家本『玉葉』八、宮内庁書陵部、平成一四年、二一七頁)
- (51) 『日本書紀』①(「新編日本古典文学全集」、小学館、平成六年、三七五頁)
- (52) 吉田経房『吉記』元暦二年五月六日条(「増補史料大成」第三〇卷、臨川書店、昭和四〇年、一四四頁)
- (53) 『百鍊抄』第一〇、文治三年七月二〇日条(「新訂増補國史大系」第一卷、吉川弘文館、昭和四〇年、一一八頁)
- (54) 『尊卑分脉』第二篇(「新訂増補國史大系」第五九卷、吉川弘文館、昭和四一年、四〇八頁)。藤原秀能『如願法師集』(「新編国歌大観」第七卷、私家集編Ⅲ「歌集」、角川書店、平成元年、二九九頁)

〔抄録〕

後鳥羽院と定家

——「煙くらべ」の歌の真意——

杉浦 一雄

承久二年、藤原定家は自作の歌が後鳥羽院の目に触れ、突如院勘を蒙ることとなった。その真相をめぐっては、これまでにさまざまな説が唱えられてきたが、今もって明らかではない。しかしながら、事件の経緯を閲する限り、定家の詠んだ和歌が事件の原点に位置していることだけは否定できない事実であろう。そこで、ここでは「煙くらべ」の歌一首に立ち返ることによって、後鳥羽院激怒の真因に肉薄してみようと思う。

定家が詠んだ歌「道のべの野原の柳したもえぬあはれ歎の煙くらべ」には、寓意や暗示が込められていると私は考える。この歌の「柳したもえぬ」という詞句には、「竹林の七賢」の一人である嵇康が柳の下で鍛冶にいそしんだという『晋書』の記述から鍛冶の寓意が認められよう。さらに、「野原」が燃えたという表現には、日本武尊が野火に取り巻かれたという『日本書紀』の記述から草薙剣が暗示されていると考えることが出来る。

すなわち、この歌は草薙剣を手にすることの叶わない後鳥羽院の悲嘆を詠じた辛辣極まりない揶揄の歌として見る事が可能なのである。したがって、後鳥羽院はこの歌に隠された定家の真意をたちどころに見抜かれたため、激昂されたのではなかったらうか。